

第1部 「羽曳野市子ども読書活動推進計画」第1次～第3次計画の成果と課題

第1章 計画策定の背景

1 これまでの取組みと策定の趣旨

本市教育委員会では、「子どもの読書活動の推進に関する法律(平成13年法律第154号)」および「子どもの読書活動に関する基本的な計画」、「大阪府子ども読書活動推進計画」に基づき、子どもと子どもに関わる大人が、自由で豊かな読書活動を行うための環境を整備し、次世代を担う子どもの健全な育成に資することを目的として、「羽曳野市子ども読書活動推進計画」を平成19年3月に、「第2次羽曳野市子ども読書活動推進計画」を平成26年1月に、「第3次羽曳野市子ども読書活動推進計画」を令和2年3月に策定しました。前計画の策定から5年間の経過し、これまでの取組みや子どもを取り巻く環境の変化等も踏まえ、第4次計画を策定しようとするものです。

2 子どもの読書活動の意義

子どもの読書活動は、子どもが、言葉を学び、感性を磨き、表現力を高め、創造力を豊かなものにし、人生をより深く生きる力を身に付けていく上で欠くことができないものです。(子どもの読書活動の推進に関する法律第2条)しかし近年、スマートフォン、ゲーム、インターネット、SNS等、子どもを取り巻く環境の変化により、全国的に子どもの読書離れの傾向が進む状況の中で、子どもが自ら課題を見つけ、考え、解決する力や表現力の低下、それにともなう学力の低下が懸念されています。

読書の習慣は自然に身につくものではなく、子どものころからいつも身近に本がある環境を整え、周囲の大人が読書の楽しさを伝えていくことが大切です。そのためには、家庭、地域及び小学校、中学校、義務教育学校、高等学校等、幼稚園、保育園、認定こども園等(以下「学校園」という)、行政などが協力しあい、子どもの読書環境の整備を進めていく必要があります。

3 第3次計画策定後の国、大阪府の動き

◆国では、令和5年3月に「第5次子どもの読書活動の推進に関する基本的な計画」が策定され、次の基本方針が示されました。

【基本的方針】

急激に変化する時代において、必要とされる資質・能力を育む上で、読解力や想像力、思考力、表現力等を養う読書活動の推進は不可欠であり、全ての子どもたちが読書活動の恩恵を受けられるよう、以下の点を考慮し、社会全体で子どもの読書活動を推進する

1) 不読率の低減

就学前からの読み聞かせ等の促進、入学時等の学校図書館のオリエンテーション等の充実

不読率が高い状態の続く高校生:探究的な学習活動等での図書館等の活用促進、大人を含めた読書計画の策定等

2) 多様な子どもたちの読書機会の確保

障害のある子ども、日本語指導を必要とする子ども等、多様な子どもの可能性を引き出すための読書環境を整備

3) デジタル社会に対応した読書環境の整備

社会のデジタル化、GIGAスクール構想等の進展等を踏まえ、言語能力や情報活用能力を育むとともに、緊急時等を含む多様な状況における図書への継続的なアクセスを可能とするために、図書館及び学校図書館等の DX を進める

4) 子どもの視点に立った読書活動の推進

子どもが主体的に読書活動を行えるよう、子どもの意見聴取の機会を確保し、取組みに反映させる

◆大阪府では、令和 3 年 3 月に「第 4 次大阪府子ども読書活動推進計画」が策定され、次の基本方針が示されました。

【基本方針】

発達段階や生活の場に応じて、全ての子どもが読書への興味・関心を高め、必要な知識を得るとともに、自ら楽しみながら読書活動を行うことができる環境整備をするために、大阪全体で取組む。

第 2 章 第 3 次計画期間中における取組みと課題

1 子どもが読書に親しむための環境整備

① 家庭での読書活動の推進

市立図書館では、乳幼児を持つ保護者への働きかけとして、第 2 次計画期間中に引き続き、保健センターでの 4 か月児健診時に啓発チラシ、赤ちゃん絵本のリスト、図書館の利用申込書等の配布を行いました。

また、おはなし会をはじめとする子どものための諸行事、保護者向けの事業を通じて、本の楽しさを知ってもらい、子どもの読書についての関心と理解を深めるよう働きかけました。

学校では、家庭での読書活動を「家読(うちどく)」と位置づけ、「家読カード」、やブックリストの配布などを通じて、家庭での読書を促す活動を行いました。

② 地域での読書活動の推進

子ども文庫では、地域のお母さんたちが、家庭の一室や集会所などを利用して、長いところでは 40 年以上にわたり、図書の貸出や絵本の読み聞かせなどを行っています。公共の場である図書館よりもより身近で家庭的な雰囲気の中で、本に親しむことのできる場所として、地域の子どものたちと保護者にとって大切な存在となっています。

本市では、これらの子ども文庫に対し、市立図書館を通じて希望図書の購入と長期貸出を毎年行い、連絡会や学習会の会場を提供するなど、その活動を支援しています。令和 5 年度末での貸出冊数は計 9,096 冊となっています。

第 1 次計画策定当時、8 か所あった子ども文庫は、令和 5 年度末では 5 か所となりました。文庫の担い手の高齢化が進んでおり、後継者の確保・育成が急務となっており、今後、この活動を次世代にどう受け継いでいくかが課題となっています。

子ども文庫の代表者などによる「羽曳野市子ども文庫連絡会」では、市立図書館との共催により読書講演会や講座などを実施し、子どものための読書活動を行っています。

市立図書館協力団体の「おはなしの森」と、「おはなしボランティアグループはびきの」は、市立図書館をはじめ、学校園、その他の公共施設などで活発に「おはなし会」を行い、子どもたちへの読書の導入に大きな役割を果たしています。

子育て支援センターふるいち(古市複合館)、子育て支援センターむかいのでは、年 10 回以上のおはなし会を開催しました。

白鳥児童館では「絵本のへや」を月 2 回開催し絵本の読み聞かせが行われました。

青少年児童センターでは、図書室での閲覧・貸出を行いました。

市内 14 か所の留守家庭児童会では、平均して 925 冊ほどの蔵書を持ち、市立図書館の団体貸出も日常的に利用されており、絵本の読み聞かせや紙芝居が活発に行われています。

市内の書店では、「えほんのひろば」などのイベントが行われました。

③ 図書館での読書活動の推進

市立図書館は、子どもの読書活動推進の中心的役割を担う施設です。本市には、6 館の市立図書館とブックステーションはびきのコロセアムがあり、図書館サービスはオンラインでつながっています。「貸出・レファレンスによる資料提供を図書館活動の基本とする」「児童、高齢者および障害者へのサービス充実強化を図る」「全市域に図書館サービスの充実を図る」を 3 つの基本方針とし(注 1)、市民の暮らしの中の図書館を目指して、さまざまな図書館活動を行っています。

図書館では、まず読書活動の基本となる子どもの本の充実に努めました。第 1 次計画期間中の平成 19 年度に 165,998 冊だった児童書は、令和 5 年度末には 201,610 冊となり、図書資料(視聴覚資料・雑誌を除く)における児童書の割合は 37.3%となっています。厳しい財政状況の中、また消耗が激しく耐用年数の短い児童書を充実させるため、府の「新子育て支援交付金」を活用し、資料の充実を図ってきました。しかしながら、令和 5 年度末の 0 歳から 18 歳までの子どもの利用登録率は全世代の約 9%、児童書の貸出冊数は 220,469 冊で全貸出資料(視聴覚資料を含む)の約 35.5%にとどまっています。

図書館では、計画策定以前から、学校図書館との連携に力を入れ、週 2 回、年間約 80 回の学校・公共図書館連絡車の巡回に加えて、学級文庫への貸出などにより、学校への団体貸出は令和 5 年度には 30,191 冊となっています。また学校からのレファレンス、調べ学習用セット資料の貸出などの支援を行っています。

学校へのサービスに比べて遅れがちだった、留守家庭児童会や幼稚園・保育園・認定こども園への団体貸出を強化するため、平成 22 年度から、図書館で選定した 50 冊~100 冊程度の児童書を直接配達し、1 学期間程度の長期貸出する「たけのこくんブックボックス(以前の「セット貸出」)」を実施しました。令和 5 年度は、小・中学校の貸出分も含めて 83 団体、10,224 冊の利用がありました。子どもたちが図書館へ来るきっかけ作りとして、おはなし会をはじめ、手づくり遊び、七夕まつり、クリスマス会などの定例行事や「世界文化遺産関連イベント」「書庫見学」「本のリサイクル市」「読書月間スタンプラリー」などのイベントを積極的行いました。また、「中学生の職業体験」や「夏休み子ども一日図書館員」などを通じて、図書館のしくみを理解してもらい、利用の促進を図りました。

平成 23 年からは、インターネットを通じて資料の予約と延長ができるサービスを開始し、部活動や受験勉強などで時間の制約が多いヤングアダルト層の利便性を高めました。また、平成 24 年 7 月から、大阪市・東大阪市・八尾市・柏原市・藤井寺市・松原市・富田林市・大阪狭山市・河内長野市との 10 市で始まった図書館の相互利用(広域貸出サービス)は、平成 28 年 7 月に太子町、平成 29 年 12 月に河南町・千早赤阪村を加えた 13 市町村に広がり、子育て世代を中心に、令和 5 年度は延べ登録者 8,233

人、貸出冊数 75,345 冊(うち児童書 32,306 冊)の利用がありました。

また、市内にある四天王寺大学とは連携協定に基づき、資料の借用や実習生の受入れ・交流、イベントの共催などを行いました。

④ 学校園での読書活動の推進

市内には公立の小学校 13 校、中学校 5 校、義務教育学校 1 校があります。小学校(義務教育学校前期課程を含む。以下「小学校」)では、各校に市費による学校司書を配置しています。また、12 学級以上の学校には司書教諭が発令されています。中学校(義務教育学校後期課程を含む。以下「中学校」)では、複数年ごとに司書が異動して、各校の図書館を順次整備してきました。司書配置のない中学校には、校区内の小学校の司書が必要に応じて図書館活動の支援を行っています。

市内の全ての学校図書館はオンラインで結ばれ、資料の一元管理ができるようになっています。調べ学習などでさまざまな資料が必要なときは、学校・公共図書館連絡車などを通じ、他校の資料も集めて活用する体制づくりができています。

各校の学校司書は毎月 1~2 回「学校司書会」を開き、子どもの本の書評作りや作家研究、図書館の利用指導案の作成、情報交換、各種の研修などを行い、協力しあって「図書館を使った学習」が円滑に行われるように努めています。また、教職員向けの『学校図書館ニュース』を定期発行し、情報の発信を行なっています。

各小学校では、「朝の一斉読書」が実施され、子どもたちの読書習慣づくりが行われています。

市教育委員会では、平成 23 年度から「羽曳野市・図書館を使った調べる学習コンクール」を実施し、学校図書館や市立図書館の資料を活用した「調べる学習」が活発に行われています。

また、GIGA スクール構想により全校児童・生徒に配布されているタブレット端末を利用し、はびきの電子図書館の資料を閲覧・貸出ができるサービスが令和 5 年 10 月に開始され、子どもの読書環境の充実が図られています。

2 家庭、地域、学校園、図書館の連携

子ども読書活動を行うにあたっては、家庭、地域、学校園、図書館が互いに連携し、協力しあって事業を行ってきました。例えば、羽曳野市子ども文庫連絡会では、子どもたちに読み継がれてほしい本を選び、毎月 1 冊ずつ市立図書館だより「たけのこくん」で紹介しており、これまでに取り上げた本は 150 冊を超えました。中央図書館では、これらの本を集めた「よんでみませんか？」コーナーを定期的に設けて、展示・貸出を行っています。

また、学校や幼稚園では、おはなしグループをはじめ、地域のボランティアや保護者によるおはなし会や読み聞かせを随時行っています。

学校と図書館は、団体貸出やレファレンス、学校・公共図書館連絡車などを通じて密接に連携を取り合っています。

3 啓発・広報活動

市では、広報誌、図書館だより、ホームページ、図書館公式X(旧 Twitter)、図書館公式 Instagram や 4 か月児健診における貸出申込書の配布などを通じて、子どもの読書活動について市民の理解と協力を得られるよう、啓発と広報活動を行ってきました。

4 第4次計画へ向けて

第4次計画を策定するにあたり、第3次計画と同様に、市内の関係機関・団体にアンケート調査を行いました。学校園、留守家庭児童会、子どもに関わる公共施設のほか、子ども文庫、支援学校、民間の施設、図書館ボランティア団体を対象とし、たくさんの貴重なご意見・提言をいただきました。

第3次計画を進める中で上がってきた以下の課題に加えて、計画策定のための基礎資料とさせていただきます。

① 資料の充実

市の厳しい財政状況のもと、資料費の減少傾向にある中で、図書館では子どもの本の充実に努め、特に利用の多い絵本・読み物や、調べ学習のための資料の収集に力を入れてきました。一方、消耗の激しい実用書や、ヤングアダルト向けの資料などに、不足が目立っています。また、長く読み継がれてきた基本図書や、内容の変化の著しい分野の定期的な買い替えや、電子書籍の充実・増加を計画的に進める必要があります。

小・中・義務教育学校では、読書センター、学習・情報センター(注2)としての役割を果たすために必要な資料が不足しており、一層の資料の充実が必要です。

② 子ども読書推進のための専門職員の配置と資質の向上

市内の小・中・義務教育学校に、専任の学校司書を配置しているところですが、中学校では専任の学校司書のいない学校が複数校あるため、市立図書館からの支援体制を充実させることが不可欠となります。あわせて、市立図書館職員および学校司書が専門職員としての資質向上を図るため、内外での研修を継続的に実施する必要があります。

③ 乳幼児を持つ保護者への働きかけ

子育て世代の中でも、乳幼児を持つ保護者への働きかけは特に重要です。保健センターや子育て支援センターなどの事業を通じ、絵本の読み聞かせの大切さを啓発する必要があります。

④ 中・高校生の読書離れ

中学生、高校生の読書離れが進む中で、市立図書館の統計を見ても、中学生、高校生と年齢が上がるにつれて利用が少なくなる傾向が顕著になっています。これらのヤングアダルト層にとって魅力ある図書館づくりと、夏休み・冬休みなどの機会をとらえ、図書館に足を運んでもらうきっかけづくりが必要です。さらに学校での読書推進を図る方策が必要となります。

⑤ 連携の強化と情報発信

図書館、学校園、関係機関、地域がより連携を深め、強力なネットワークを築いていくとともに、ホームページや広報などを活用した情報発信が求められます。

⑥ 活動を支えるボランティアの育成と支援

子どもの読書活動には、市民の協力が不可欠です。地域を支えるボランティアの育成と支援を充実・強化する必要があります。

第 2 部 第 4 次羽曳野市子ども読書活動推進計画

第 1 章 計画の基本的な考え方

1 計画策定の理念と目的

この計画は、「子どもの読書活動の推進に関する法律」および「子供の読書活動に関する基本的な計画」「大阪府子ども読書活動推進計画」に基づき、子どもと子どもに関わる大人が、自由で豊かな読書活動を行うための環境を整備し、次世代を担う子どもの健全な育成に資することを目的として策定するものです。

また、この計画は、「第 3 次羽曳野市子ども読書活動推進計画」を継承・発展させる形で、「羽曳野市総合基本計画」や「はびきのこども夢プラン」などの諸計画との整合性を図りながら進めるものとしします。

2 基本目標

この目的を実現するために、以下の基本目標を定めます。

- ① 子どもが読書に親しむための環境を整備します。
- ② 家庭、地域、学校園、行政が連携し、市全体として取組みを推進します。
- ③ 子どもの読書活動への理解と関心を深めるため、啓発・広報活動を行います。

3 計画の期間

この計画の期間は、令和 7 年度から令和 11 年度までのおおむね 5 年間とします。

4 計画の対象

この計画でいう「子ども」とは、0 歳から 18 歳までを指します。また、本計画は、子どもに加えて、子ども読書活動に関わる全ての人を対象とします。

5 重点事業

この計画の中で重点的に取り組む事業は以下のとおりとします。

- ① 市立図書館(電子図書館を含む)の子ども向け図書・資料の充実
- ② 市立図書館(電子図書館を含む)における中・高校生の利用の促進
- ③ 団体貸出の推進
- ④ 子ども読書に関わるボランティアの育成と活動支援
- ⑤ 乳幼児期の保護者への読書活動支援の促進
- ⑥ 学校園の資料の充実
- ⑦ 子ども読書に関わる体制の充実と職員の専門性の向上
- ⑧ 市立図書館と学校との連携の強化
- ⑨ 関係機関の連携の輪づくり

第2章 子ども読書活動推進のための取組み

1 家庭での読書活動の推進

- 保健センター、子育て支援センターなどで市が主催する妊娠期・乳幼児期・学童期の講座や学級などを通じ、家庭での読書や読み聞かせの意義について保護者への啓発活動を行います。
- 図書館や子ども文庫の利用を推進するため、広報誌、図書館だより、ホームページなどを通じた広報活動や、子どもの年齢にあわせた行事、保護者向けの啓発事業を行います。
- 子どもの本のリサイクル市などを実施し、図書を大切にすることの意識の向上と、図書の有効活用を図ります。

2 地域での読書活動の推進

- 子育て支援センター、青少年児童センター、白鳥児童館などの、子どもに関わる公共施設の図書の充実に引き続き努めます。
- 各施設での、絵本の読み聞かせ講座、おはなし会、講演会などの行事の充実を図ります。
- 留守家庭児童会や市の公共施設に、図書館から定期的な配本を継続して行い、団体貸出の利用を促進します。
- 留守家庭児童会では、指導員研修を行うなど、日常的な読み聞かせやおはなし会が実施できるよう環境を整えます。
- 子ども文庫への図書の貸出、活動場所の提供などの支援を継続し、その充実を図ります。
- 地域で行われている読書活動の情報を収集し、その発展のための支援を行います。

3 図書館での読書活動の推進

- 市立図書館(電子図書館を含む)の子ども向け図書・資料を充実させます。(重点事業 ①)
 - ・子ども向け資料に適切な予算を配分し、乳幼児から高校生まで、幅広い年齢と発達段階に応じた資料を積極的に収集します。
 - ・消耗の激しい図書、図書館資料の核となるべき基本的な図書の買い替えを計画的に行ない、蔵書の新鮮さを保ちます。
- 読書離れの目立つ中・高校生の利用を促進します。(重点事業 ②)
 - ・学校司書と協力し、おすすめ本のブックリストやPOPなどの製作、調べ学習や読書感想文コンクールなどの機会も活用して、図書館を利用するきっかけ作りを行います。
 - ・中・高校生の興味・関心にも十分に配慮した選書を行い、ヤングアダルトコーナーをはじめとして、今を生きる10代の子どもたちにとって魅力ある書架づくりや電子書籍の充実を目指します。
- 団体貸出を推進します。(重点事業 ③)
 - ・幼稚園、保育園、認定こども園、学級文庫、支援学校など向けに選定したセット(たけのこくんブックボックス→令和6年度から「たけのこくんボックス」に改称)を引き続き定期的に貸出します。
 - ・現在利用のない学校や関係機関に団体貸出のPRを行い、利用を促進します。
- 子ども読書に関わるボランティアの育成と活動支援を行います。(重点事業 ④)
 - ・おはなしボランティアなどの育成とスキルアップのための講座を定期的に行います。
 - ・子ども読書のためのさまざまなボランティア活動に対し、活動の場を提供し、支援を行います。

「第4次羽曳野市子ども読書活動推進計画」(案)

- 乳幼児健診などの機会を通じて、絵本の読み聞かせの大切さを周知するとともに、絵本の配布を行い、子どもと絵本の出会いを支援します。(重点事業 ⑤)
- 子どもが楽しく読書できるスペースの整備に努めます。
- 情報提供や蔵書検索、資料予約などのインターネットを活用したサービスを充実させます。
また、図書館ホームページの「子ども読書活動推進のページ」を充実し、読書への関心を高めるきっかけ作りとします。
- 子どもの年齢層に応じた行事を充実させます。また「子ども一日図書館員」、「職業体験学習」などを通して、子どもが図書館の魅力を発見できるようにします。
- 障害をもつ子どもに、さわる絵本や点字本、録音図書など、障害の状態に応じた資料の提供に努めます。また、外国語を母語とする子どものニーズに応じた資料の提供に努めます。
- おはなし・読み聞かせ入門講座などの保護者向けの講座を充実するとともに、新たなボランティアの担い手の育成にも努めます。
- 職員の児童サービスの研修を実施し、資質の向上に努めます。また、大阪府立図書館などが実施している児童サービス研修への参加を積極的に行います。
- 図書館サービスの空白地域の解消に努めます。
- 広域貸出や大学図書館との連携を充実させ、各図書館が持つ多様な資料の相互の活用を図ります。
- 大阪府立中央図書館や大阪府立中央図書館国際児童文学館から情報や資料提供などの協力を得、府内の各公共図書館とも協力しあって、読書活動の推進を図ります。

4 学校園での読書活動の推進

- 学校園の資料充実に図ります。(重点事業 ⑥)
 - ・幼稚園、保育園、認定こども園では、日常的な読み聞かせ活動を推進するため、絵本を中心にした蔵書の充実を引き続き図ります。
 - ・小・中・義務教育学校では、資料の収集と廃棄を適切に行い、読書センター、学習・情報センターの役割を果たせるよう、各分野の蔵書の充実に図ります。また、学級文庫、保護者文庫の設置を進めます。
- 小・中・義務教育学校の学校図書館がより魅力的な場所となるよう、くつろげるコーナー作りや読書・調べ学習にふさわしい環境の整備に努めます。
- 中学生による職業体験学習や、学校園などとの交流活動でも、積極的な読書活動に取り組めます。
- 「朝の全校一斉読書」をはじめ、小・中・義務教育学校における読書活動を一層推進します。
- 幼稚園、保育園、認定こども園において、ボランティアや保護者による「おはなし会」を開催するなど、幼児期の読書活動の充実に努めます。
- 小・中・義務教育学校司書教諭の全校発令に向けた取り組みを行ないます。また、教職員などの資質向上のため、読書活動に関する研修を行うとともに、他自治体などで実施される研修への積極的な参加をすすめます。
- 小・中・義務教育学校において、学校図書館を活用した調べ学習に積極的に取り組めるよう、「羽曳野市・図書館を使った調べる学習コンクール」を継続して実施します。

第3章 計画の進め方

1 推進体制の整備

- ① 「子ども読書活動推進委員会」において、毎年、計画の進捗状況を検証します。
- ② 子どもの読書活動推進に必要な体制の充実に努め、研修を実施し、各施策を進めることができる職員を育成します。(重点事業 ⑦)
- ③ 関係機関や子ども文庫、市民団体との交流の場を設け、協力体制を整えます。
- ④ これらの施策を実現するため、必要な財政措置に努めます。

2 関係機関の連携

- ① 市立図書館と学校との連携を強化します。(重点事業 ⑧)
 - ・市立図書館は、学校との連携を一層強め、学校教育への支援を行います。そのため、公共図書館－学校連絡車による配送システム、レファレンスをより充実させ、「学校図書館支援センター」としての役割を果たすよう努めます。
 - ・図書館、学校が連携して、「読書月間」などの読書推進行事を継続して実施します。
- ② 関係機関の連携の輪を広げます。(重点事業 ⑨)
 - ・子ども文庫や市民団体の活動を支援するため、市立図書館の団体貸出の充実や活動場所の提供、交流会などを実施します。
 - ・保健センターと市立図書館、市民団体が協力しあって、乳幼児健診などで、赤ちゃん絵本の紹介、おはなし会、ブックリストや図書館利用申込書の配布を行います。
 - ・幼稚園、保育園、認定こども園、留守家庭児童会、子どもに関わる公共施設、市立図書館の連携を一層進めます。
 - ・関係機関と市民が協力しあって、子どもの読書推進のための研修を行います。
 - ・まちライブラリーなど私設図書館等の活動への支援を実施します。

第4章 啓発・広報

- ① 広報誌、図書館だより、ホームページ、図書館公式X(旧 Twitter)、図書館公式 Instagram のほか、新たに市公式LINEを加え、多種多様な媒体を通じて、子どもの読書活動に関する情報を提供します。
- ② 優れた活動を行っている団体や個人を市として表彰・顕彰、または国及び大阪府などの表彰対象として推薦し、その活動内容を広く紹介するように努めます。
- ③ ブックリストの作成・配布などにより、永く読み継がれてきた図書や、優れた図書についての情報を提供します。
- ④ 「子ども読書の日(4月23日)」「こどもの読書週間(4月23日～5月12日)」「読書週間(10月27日～11月9日)」の市民への周知のための取組みを進めます。

「第4次羽曳野市子ども読書活動推進計画」(案)

注1 羽曳野市立図書館では、3つの図書館活動の基本方針を定めています。

1. 貸出・レファレンスによる資料提供を図書館活動の基本とすること
2. 児童、高齢者および障害者へのサービスの充実強化を図ること
3. 全市域に図書館サービスの拡充を図ること

(『令和5年度 図書館業務活動報告書』参照)

注2 読書センター、学習・情報センター

学校図書館は、児童生徒の「読書センター」機能および「学習・情報センター」機能の2つの柱を持ち、この2つの機能の発揮を通じて、学校教育の中核たる役割を果たすよう期待されています。

読書センターとしての学校図書館は、児童生徒の創造力を培い、学習に対する興味・関心等を呼び起こし、豊かな心をはぐくむ、自由な読書活動や読書指導の場となります。

学習・情報センターは、児童生徒の自発的・主体的な学習活動を支援するとともに、情報の収集・選択・活用能力を育成して、教育課程の展開に寄与するものです。

(文部科学省「これからの学校図書館の在り方等について」参照)